

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善  
に係る公開会合  
第4回会合議事録

令和3年10月8日（金）

原子力規制庁検査監督総括課

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合第4回会合  
議事次第

1. 日 時：令和3年10月8日（金）13:15～15:45

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室BCD

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

金子 修一 長官官房緊急事態対策監  
古金谷 敏之 原子力規制部 検査監督総括課長  
本橋 隆行 検査監督総括課 企画調査官  
金子 真幸 長官官房総務課 事故対処室長  
高橋 和宏 長官官房総務課 事故対処室 係長  
渡邊 達樹 実用炉監視部門 係長  
福原 大輔 核燃料施設等監視部門 監視指導官

(2) 事業者

佐々木 一典 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ グ  
ループリーダー  
高橋 明良 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担  
当  
田淵 太郎 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担  
当  
鈴木 邦章 東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力運営グループ  
課長  
飯塚 文孝 東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力運営グループ  
副長  
安達 晃栄 東京電力HD株式会社 原子力運営管理部 運転管理グループ グ  
ループマネージャー  
長江 祐也 東京電力HD株式会社 原子力運営管理部 運転管理グループ チ  
ームリーダー  
尾崎 友彦 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ グルー  
プ長  
秋田 泰典 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 主任  
水門 大輔 北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム

統括（課長）

平野 猛志	北陸電力株式会社	原子力本部	原子力部	原子力発電運営チーム副課長
末廣 英伸	関西電力株式会社	原子力事業本部	原子力発電部門	発電グループ マネジャー
佐々木 智晃	関西電力株式会社	原子力事業本部	原子力発電部門	発電グループ リーダー
森脇 光司	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	マネージャー
松本 義弘	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	担当副長
中村 充	四国電力株式会社	原子力部	運営グループ	グループリーダー
大矢根 圭佑	四国電力株式会社	原子力部	運営グループ	担当
松崎 崇	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	グループ長
岡崎 和也	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	担当
藤井 敬治	日本原子力発電株式会社	発電管理室	プラント管理グループ	グループマネージャー
東本 忍	日本原子力発電株式会社	発電管理室	プラント管理グループ	課長
山崎 謙吾	電源開発株式会社	原子力技術部	設備技術室	室長代理
鳥谷部 大輔	日本原燃株式会社	東京支社	技術部	運転管理グループ グループリーダー
東 大輔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	東京事務所	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹
大内 諭	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	東京事務所	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室 主査
近藤 哲緒	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ	廃止措置部	次長
高橋 康雄	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ	安全・品質保証部	品質保証課 課長
黒石 武	原子燃料工業株式会社	熊取事業所	環境安全部	安全管理グループ長
鈴木 瑞穂	原子燃料工業株式会社	東海事業所	環境安全部	安全管理グループ長
佐藤 勇	東京都市大学原子力研究所	原子力研究所	原子力研究所	原子力研究所所長
内山 孝文	東京都市大学原子力研究所	原子炉施設管理室	原子炉施設管理室	原子炉施設管理室長

大村 直孝 学校法人立教学院 立教大学原子力研究所 管理室長  
亀崎 善紀 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理課 課長

#### 4. 議 事

- (1) 議論が収束した事項の法令改正イメージ
- (2) 運転を見込んでいない発電用原子炉施設等の廃止措置計画認可前における法令報告対象について
- (3) 核燃料施設等におけるグレーデッドアプローチを考慮した法令報告対象等について
- (4) その他

#### 5. 配布資料

- 資料 1 議論が収束した事項の法令改正イメージ
- 資料 2 運転を見込んでいない発電用原子炉施設等の廃止措置計画認可前における法令報告対象について
- 資料 3 核燃料施設等におけるグレーデッドアプローチを考慮した法令報告対象等について
- 資料 4 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る意見について（日本原子力研究開発機構大洗研究所）
- 参考資料 1 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性（2回目）（令和3年8月18日 第25回原子力規制委員会資料4）
- 参考資料 2 廃止措置計画認可前における発電用原子炉の報告対象について（2021年5月20日 発電用原子炉設置事業者）
- 参考資料 3 原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアル

○金子対策監 それでは、ただいまから、原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合第4回目を開始いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は解除されておりますけれども、引き続き、できるだけ密になる状態を避けるということで、引き続きウェブ会合の形で開催をさせていただきますので、皆様方には御協力をよろしくお願いいたします。

通例のことではありますけれども、発言のとき以外はマイクをミュートにしておいていただきまして、御発言の際には、私のほうから指名をさせていただきますが、最初にお名前と御所属を御発言の上、資料等の参照がある場合には資料の番号、あるいはページについて言及をお願いできればと思います。円滑な進行に御協力を、改めてよろしくお願いいたします。

本日は、議事次第にありますように、大きく三つの事項について御議論をさせていただきます。

1点目は、従来、議論をしておりました内容のうち、概ね議論が収束をして、法令等の改正に結びつけていけそうな段階に入っているものの、具体的な形のイメージをお示しして、記載ぶりであるとか、どういうふうに表示をしたらいいか、あるいは内容の確認なども含めて、今日、御議論いただければというのが1点目でございます。

それ以外につきましては、少し、もう少し議論が必要だということで、廃止措置に入る前の段階での法令報告の対象の見直しの考え方であるとか、あるいは、核燃料施設などでグレーデッドアプローチを前提にした法令報告対象の考え方について、少し論点整理をしておりますので、これらについても、皆さんの御意見などお伺いできればというふうに思っています。

今日は、資料は今の3点について、私どものほうから御用意したもの、それから、資料4の形でJAEAのほうから御用意をいただいている御意見、それから参考資料が、過去の資料が中心ですけれども、つけてございますので、もし何か不都合がありましたらお申し出いただければと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

資料の1にあります、議論が収束した事項の法令改正のイメージについて、事務局のほうから御説明をさせていただきます。

○渡邊係長 原子力規制庁、実用炉監視部門の渡邊と申します。

それでは、資料1のほうについて、私のほうから説明させていただきます。

まず、最初の経緯というところでございますけれども、これまで3回、公開会合に御協力いただいております、ある程度、議論が収束した事項について、原子力規制委員会で議論をさせていただきました。直前の原子力規制委員会の資料は参考1として配付させていただいております。

委員会での議論もいろいろありまして、法令改正でこういうふうにやりましょうという方向性が定まりました。なので、まだ、引き続き内部で、法令的な観点での議論とかをまさにやっているところなんですけれども、我々がやりたいと考えているところのイメージということで少し提示させていただきまして、少し御意見、気になる点などあればいただければと思っております。

それでは、議論が収束した事項の法令改正のイメージということで、1.事業規則の改正を伴うものとして、1ページ目の①から少し飛びまして8ページ目まででございます。

では、まず一つ目の丸、報告書の提出期日というところから始めさせていただきます。

ここについては、これまで議論させていただいて、従来、規則で、報告については、事象発生後、直ちにと、その後「十日以内」ということで規定させていただいていたところを、詳細が判明したとき、詳細が判明し次第ということで議論させていただきました。その部分についての法令改正のイメージということで、1ページ目の中段からは実用炉規

則第134条の例として少し提示させていただいております。ここの部分について、ほかの事業規則も横並びですので、同じように考えていただければと思います。

なので、この1ページ目、下のほうの改正イメージのほうですけれども、従来、「その状況及びそれに対する処置を十日以内に」としていたところを、「その状況の詳細が判明したときにはその状況及びそれに対する処置を」ということで、こういった書き方で、今、検討しているところでございます。

2ページ目ですけれども、この規則に対応する運用についての訓令ですね、内規のほうでもう少しその状況の詳細について判明したときの考え方というのを少し書いて、より明確に対応できるようにということに考えております。ここの考え方については、前回の公開会合で少し議論させていただいたように、マネジメントシステム等の中で、再発防止対策のための、再発防止のための対策が定まった段階というところで、従来もそのようなタイミングで御報告いただいていると認識しているんですけれども、そういったところなんですところを明確にさせていただこうとは考えております。

期日については、概要は以上です。

4ページ目に行きまして、制御棒の過挿入事象について。問題提起いただいたところについて委員会等でも議論して、過挿入については、今回では報告不要として、当然、引き続き、制御棒が意図せずに挿入ですとか、引抜き側に動いたときは法令報告対象にはなっているんですけれども、過挿入の部分については、見て、恐らく分かると思うんですけれども、その部分は削除するというので、今、考えております。

あと、少し上のほうの※で書いているんですけれども、ここの制御棒の過挿入の部分は、実用炉規則のみならず、研究開発段階炉の規則にも同じように規定されている部分でございます。ただ、今、当然その研究開発段階炉については、ふげん、もんじゅ廃止措置段階ということですので、基本的には制御棒が動くような状態にはないという状態であると考えておりますので、明には議論はしていないんですけれども、特段その研究開発炉だけ過挿入を残しておく理由もないのかなと考えておりますので、ここも実用炉に合わせて改正をするという方向で、今、検討してございます。

続きまして5ページ目に移りまして、事象発生の旨のみ報告を受けて、詳細の報告を求めない事象ということで、PWRの蒸気発生器一次系側の応力腐食割れによる減肉、あと、使用施設において閉じ込め機能に影響がなかったものということで、今、規則にただし書きで、こういった事象については、その状況及びそれに対する処置の報告を要しないといった書き方で、事象発生の旨のみ報告をいただくということで考えております。

今、その5ページ目は、その蒸気発生器の場合のイメージですけれども、ちょっと規則にどこまで具体的に書けるかというのは、これからちょっと内部でも議論なんですけれども、我々としては、こういった事象を想定して、規則で、ある程度、定性的に事象を書いて、6ページ目は、再び、この法令報告の運用内規なんですけれども、ここのほうでもう少し定性的に規則で書いている部分を、具体例などを挙げまして、こういった事象につい

て、我々は基本想定していますというところを書いていこうというふうに考えております。

7ページは使用規則のほうでして、使用施設の閉じ込めに関する設備に故障があって、ただ、それで使用に支障を及ぼしたんだけど、実際、その論点となっているような、その閉じ込め機能に喪失がなかった、喪失のおそれがなかったといったところについては、事象発生の旨のみ報告をしていただいて、詳細の報告は要しないといったところで、今、規則にはこのように書いて、8ページ目で、また同じく、我々が基本的に想定しているような事象の例など、ある程度具体的に、具体化する形で考えているところです。

続きまして、9ページ目以降の法令改正のイメージとしましては、事業規則の改正は伴わずに、運用内規の部分だけ改正して対応しようとしている案件でございます。

9ページ目は、点検中に発生した損傷については法令報告対象外とするような考え方を、今、訓令では書いております。

9ページ目の内容は、改正前のところと改正後をちょっと見比べていただけると分かると思うんですけども、従来、ちょっと工事中に発生した損傷は対象としないというところで、少しこの工事中が、どういった段階なのかというのが曖昧だったように思いますので、ここは改正イメージの①、②であるように、基本的には使用前確認が終了したときから対象にしますというふうに、まず、少し明確にさせていただきますと、②のほうで、その基本的な考え方としては、今、工学的に、その機器等が工学的に使用し得る期間に損傷が発生していない、だから、つまり、インサービスしていないときに損傷が出たということであれば、その施設全体の安全としては、そんなに大きな影響はないだろうというのが、まず基本的な考えでございますと、そういった状態が基本的に想定される事象としては点検中の損傷ということで、少しその後段で、点検中の損傷が法令報告の対象外であるということを書いているのが9ページから10ページにかけてでございます。

ここも実用炉の運用内規を例として書いておりますけれども、ほかの核燃料施設の運用内規も同じように、3号の部分で規定していきたいと考えております。

5ページ目以降は、少し、これまでの公開会合で御意見いただいた部分で、訓令の中で、ある程度、表現の適正というか、そういったことをやっていきたい部分について書いております。

10ページ目の一つ目は、発電用原子炉設置事業者からのいただいた意見で、過去の事故室との面談で、重大事故対処設備、特定重大事故等対処施設というのが、その原子炉施設に入るのか否かといったところで、少し報告対象を明確にするための面談がございましたので、そこについては、今回も、訓令にも合わせて、同じような内容を盛り込んでいきたいと考えております。

12ページについては、こちらはいただいた意見の中で、その実用炉と試験炉の法令報告対象には、火災による損傷というのが4号で入っております。それから、その4号の末には、ただし書きで、ちょっと13ページを御覧いただくとあるんですけども、「当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く」とございまして、じゃあ、これで、その3号

で規定されているような、その安全上重要な機器等が故障したときは一体どうなるんでしょうかという、必ずしも除外されないのではないかと御意見をいただいておりますので、ここについて、その運用内規の、3号の運用上の留意点に少し、当然、その壊れた機器等が、その火災時に求められる性能を考慮して判断するというところになってくるかなと思いますので、そういった考え方を書いております。

ひとまず資料1の説明は以上になります。

○金子対策監 ありがとうございます。

それでは、細かな表現ぶりのようなところでも結構ですし、趣旨のクラリファイといったようなこと、あるいは、今の説明の中にもありましたように規則のレベル、あるいは運用の訓令のレベル、いろいろな段階で、どのように中身を明確にしたらいいかという構造、記述の構造の部分もあると思いますので、どんな点でも結構です。皆さんからお気づきの点やコメントなどありましたら、頂戴できればと思います。カメラに向かって挙手なり、手を振っていただきましたら、こちらのほうで。ちょっと所属の御組織が必ずしも見えにくいところがあって、うまく呼びかけられるか分からないかもしれませんが、お呼びいたしますので、挙手なり、手を振っていただければと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ、どちらからでも結構でございます。

そこは、ごめんなさい、九州電力さんでしょうか、お願いいたします。

○岡崎原子力発電グループ担当 九州電力の岡崎でございます。よろしいでしょうか。

○金子対策監 はい、お願いいたします。

○岡崎原子力発電グループ担当 2点ございまして、記載の適正化の部分にはなるんですけども、ページでいきますと、資料1の11/13ページでございますけども、こちらにつきましては、発電用原子炉施設の定義としまして、重大事故等対処設備、それに加えて特重施設も対象に含まれるということを明確化していただいているというものになります。

この反映の関係としましては、12/13ページにございますように、実用炉規則134条の運用について（訓令）の解釈等についてといたします、平成31年4月5日に発行されている文書、これで規制庁殿と事業者間で認識合わせをしているものがあるんですけど、これを訓令に取り込んでいただいているというものになります。

一方で、この訓令の解釈等についてという文書におきましては、この発電用原子炉施設の範囲に関する考え方以外にも幾つか認識を共有しているものがございまして、例えば、消耗品の考え方といったものがございます。消耗品といいますのは、実用炉規則の134条3号、5号に該当するかと判断するときに、消耗品の交換によって復旧できるような軽微なものは報告対象から除外できると整理されているものでございまして、この消耗品の定義については、既に訓令の中に考え方が整理されてございます。

一方で、この4月5日付の訓令の解釈についてという文書の中では、それをさらに補足していただいております、具体的に申しますと、可搬のSA設備、こちらが例えば故障したときには、部品の交換をする場合もありますけども、その設備自体を丸ごと取り替えて復旧



するという事も想定されます。そういった可搬SA設備については、設備を丸ごと替える場合は、設備自体が消耗品として考えられると、そういったことも認識合わせさせていただいていますので、そういった判断に係るような記載についても、可能であれば、この訓令の中に織り込んでいただければと考えているところでございます。

これが1点目でございます、すみません、2点目でございますけれども、同じく11/13ページで、同じところでございますけれども、発電用原子炉施設の定義としまして、SA設備と、それに加えて特重施設が対象に含まれるというのを明確化していただいている部分になります。

一方で、5/13ページに記載がありますけれども、実用炉規則の134条の3号、また4号のところの対象としましては、安全上重要な機器等又は常設のSA設備に対して法令報告を求めるといふような対象になってございます。

我々としては、特重施設につきましても、この134条の3号、4号に基づいて法令報告が必要だと考えておりますけれども、その判断をより一層明確にするために、こちらの3号、4号につきましても、特重施設が対象だと分かるような記載をしていただければ、より適切な判断につながると思いますので、こちらのほうも併せて検討していただければと思っております。

こちらからは以上になります。

○金子対策監 ありがとうございます。

ちょっと念のため趣旨の確認ですけれども、最初に御言及があったのは、例えば、消耗品的に扱われる可搬SAの交換みたいなやつもきちんと位置づけられるように工夫を、記述の内容といいましょうか、仕方といいましょうか、に工夫をしてほしいという趣旨。

それから、2番目のほうは、ちょうど5/13ページにありますけど、この対象の機器に特重が含まれるということが明確になるような記述をということで間違っておりませんか。

○岡崎原子力発電グループ担当 九州電力の岡崎でございます。

御認識のとおりでございます。

○金子対策監 ありがとうございます。

もし何か、こんなふうに変えたらいいんじゃないかみたいな案があるようであれば、御披露いただいてもいいんですけど、今、何かそういうのってございますか。

○岡崎原子力発電グループ担当 九州電力の岡崎でございます。

例えば、二つ目で申しました特重施設が134条3号の対象であるということに関しましては、5/13ページにあります最初のところに、「安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において」という出だしがありますけれども、ここに「特重施設」という言葉を入れていただければと思います。

○金子対策監 例えば、そこに特重施設を含むみたいな注書きを入れるとか、そういうことであれば、大体御要望には応える感じになりますかね。

○岡崎原子力発電グループ担当 はい、そのとおりでございます。

○金子対策監 分かりました。そういう書き方がいいかどうかは、ちょっと法令上のルールとして、よく精査をしたいと思いますが、趣旨は非常に明確でありました。

事務局のほうから何かありますか。

○高橋係長 事故室の高橋です。

まず、今回、面談の資料に基づいて消耗品のほうで可搬型の話を入れなかった点について、私どもの趣旨を御説明したいと思います。

これは、可搬型SAと常設型のSAには、明らかに規則上の書き分けがあると思っていました、そもそも可搬型SAの扱いは、3号においては対象ではないという認識の下で整理させていただいております。そういった趣旨があります。

あと、御指摘のとおり、その重大、常設事故対処設備というものが、特重を含むということも規則上、読めることになっているんですけども、そこは明確化するニーズがあるということであれば書くということも、選択肢としてはあるかなと思っています。趣旨としては、そういう気持ちで整理していないということでございます。

○金子対策監 そうすると、一番最初の点の可搬型SAは、そもそも、この報告対象に入っていないので、そういう意味で何も明らかにしていないというか、対象になっていないという理解の下で何も書いてないということなんですけど、それは九州電力さん、そういう理解の下で進めてよろしいんですけど。

○岡崎原子力発電グループ担当 九州電力の岡崎でございます。

可搬SA設備が対象になりますのは5号のほうだけだというふうに私どもも認識しておりまして、5号のほうでも消耗品という言葉が出てきますので、例えば、5号のほうだけに先ほど申しましたような趣旨を書きいただくとか、もし可能であればですけども、そういったやり方もあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○金子対策監 分かりました。その点については明確ですので、今のを踏まえて、少し記述ぶりについては検討してみたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

じゃあ当方から、事故室長。

○金子室長 事故対処室長の金子です。

ちょっと九州電力さんを含め事業者さんに確認を、事実関係の確認だけです。今の消耗品の話ですけども、可搬型SA設備、私の認識ですと、可搬型SA設備全てが、いわゆる汎用品、市場に出回っているものであるという認識でいます。その認識に違いがあれば、ちょっと発話をいただければと思います。

それともう一つは、運用として、この可搬型のSA設備については、その予備品というんですか、その故障しても、すぐ違うものに替えられるように、そのバックアップの機器を用意しているものなんでしょうか。この2点、事実関係だけで結構ですので、発話をいた

だければと思います。

○金子対策監 これは、今、御質問いただいた九州電力からお答えいただくのがいいでしょうか。それとも、ほかにもし、まとめてお答えいただけるのであればと思いますけれども、いかがですか。

○岡崎原子力発電グループ担当 九州電力の岡崎でございます。

可搬SA設備が全て汎用品かということにつきましては、すみません、この場では答えを持ち合わせしてないんですけれども、その予備があるかという点に関しましては、可搬SAについては予備を、弊社としては確保しているという状況でございます。

以上です。

○金子室長 すみません、聞きそびれた、最後のところ、音声途切れてしまったと、予備品を持っているという御説明でよろしいでしょうか。

○岡崎原子力発電グループ担当 九州電力の岡崎でございます。

可搬SA設備につきましては、基本的に予備品を確保しているという状況です。

○金子対策監 はい、結構かと思います。

もし、ほかの電力会社さんなどで違う状況など。今、手を挙げていただいている。

○安達グループマネージャー 東京電力の安達と申します。

○金子対策監 はい、東京電力、お願いします。

○安達グループマネージャー 先ほど可搬型SA設備の点について、当社の状況なんです、弊社については、可搬型SA設備については、一部、いわゆる特注品というか、本件のみの設計で製造したものもございます。一部は一般汎用品も使っておりますが、一部はそれ専用として設計、調達しているものもございます。ただし、そちらについては、多重性が要求されるといったものについては複数の設備、いわゆる予備を手配しているといったものです。

弊社の状況について、簡単ですが、以上です。

○金子対策監 はい、東京電力、ありがとうございます。

ほかに、ちなみに何か違う御事情のところとかはございませんでしょうかね。よろしいですか、大体今のが代表されているような状況という理解で。

ほかにございますか、どんな点でも結構です。

はい、当方から。

○渡邊係長 すみません、実用炉監視部門の渡邊です。

ちょっと私の意見というよりは、本日、ちょっと事情があつて、そのJAEAさんの多くの方が御出席できないということですので、資料4で意見をいただいております。

意見、三ついただいております、1点目が、この法令改正のイメージに関する部分だと思いますので、少し御紹介させていただきます。

その1.の運用上の配慮についてというところで、規則条文だけではその趣旨や具体的事項が分かりにくいことから、誤った運用を避けるために、「運用上の留意点」を充実させ

るよう御検討願いたい。例としていただいていますのが、実用炉規則の、「その詳細が判明したとき」という、その記述の部分の記載なんですけれども、ここについて、事業所では、事故故障等の発生後、初期対応（応急処置を含む。）を含めた一連の対応を終えた後に、不適合処理の一環として、原因の究明、是正処置の計画、是正処置の実施、是正処置の結果報告及び有効性レビューが行われる。また、各工程では、必要な審議体における審議を経て次の工程に移行する。こうした一連のプロセスの中で、規則で要求する報告のタイミングの考え方について解説が必要と考えますと御意見をいただいております。

このいただいた意見について、もう少し、今、我々がイメージしているところとしては、確かに前回の公開会で議論になったようなところで、その是正処置の実施を妨げるものなのかとか、そういったタイミングの議論があったかと思うんですけれども、基本的には、是正処置の計画が定まった段階で、従来、一部、その是正処置の一部を既に実施していただいているといった状況もあるかと思うんですけれども、基本的にはどういったことを、原因が特定されて、それに対してどういったことをやっていくかというのが定まった辺りで、従来、報告をいただいているかと思しますので、そういったタイミングを、詳細が判明したときと、取りあえず認識は今はしております。

以上です。

○金子対策監 JAEAのほうからいただいたコメントについての、今のところの考え方というところで。これは、ここでは今、不適合処理という形で書いていただいていますけど、それぞれの事業者の方々、設置者の方々によって、このプロセスというのは細かく見ると少しずつ違うというか、段取りの、当然、呼び名も違うでしょうし、ということがあるので、そういう目で細かく見ていくと、この、私どもで今、御提示をしている再発防止のための対策などが定まったときというときが、どこに当たるのかというのを、もし御心配でしたら、あらかじめこの段階でということ、いいですねという確認をしていただければ、運用上は誤りにならないと思いますので、それぞれの事業者の方々のお持ちになっている、そういう品質マネジメントシステムといたしましうか、ここで言う是正措置、不適合処理のような段取りの中で、この時点というのを御提示をいただいてもいいかと思えます。それは個々に、それぞれのところで御事情が違うと思いますので、御確認をいただければというふうにも思います。

できるだけ、概念としては、先ほど申し上げたような形で、再発防止策が定まったときということで明確にはしておきたいと思えますけれども、そのような方向で考えております。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

○安達グループマネージャー すみません、東京電力、安達です。

○金子対策監 はい、東京電力、お願いします。

○安達グループマネージャー すみません、今回、お取りまとめいただき、ありがとうございます。

弊社のほうなんですけど、こちらのほう、今、発電所とか他の部門についても、今日、作成いただく内容についても弊社が確認しているところがございます。どうしても我々、この会合に何度か参加させていただいたメンバーについては、ある程度、中身の背景を知ってしまっているんで、現状の記載をどうしても思い込みというか、我々これまでの経緯を知っているんで理解をしてしまっているんですね。でも、今後、この第三者的にこの表現を読んだときに、同じような理解に立って今後使っていけるのか、そういった関係で、弊社内でもきちんと確認をさせていただいております。

また、先ほど、九州の岡崎のほうから御意見というか、論点、改めて提示させていただいた件ですとか、今、あった再発防止対策、こちらのタイミングの考え方について、我々電力事業者にぶれがないように、各社認識なされているか、きちんと確認をしたいと思っています。

そういったところを電力事業者、今日、頂く資料をもって、改めてきちんと意見を合わせた上で、取りまとめを別途、御説明というか、御報告をさせていただきたいと思っています。本件、その取りまとめについて、少しこの評価についてお時間をいただくと、そういったことは可能でしょうか。

○金子対策監 ありがとうございます。もちろん今日、何か御意見が出ないと、もう何も受け付けないということではないですし、かつ、これは今イメージという形でお示していますけれども、規則の案が正式に、その案として出来上がったところでは、これはパブリックコメントに付させていただいて、皆さんからの御意見もいただくというプロセスを当然つくってまいりますので、その段階も含め、少し時間には余裕があります。

今回お示したようなものを少しよく精査をしていただいて、現場の方々も含め、認識違いがないようにということで御確認をいただくのは、それはぜひやっていただき、それを踏まえて、例えば、記述ぶりをもう少しここは丁寧にしたほうがいいんじゃないとか、この言葉がよく分からないとかいうのがあれば、事後的にでも御意見なりコメントを寄せていただいて構いませんので、それは適時、まとまったところで規制庁のほうにお寄せいただければ、それも踏まえて、うまく案をつくる段階に織り込んでいければと思いますので、そういう形で御対応いただければ。

あまり長く検討していただくと、先に我々の案ができちゃうといけませんけれども、そんなにすぐにはできませんので、多分大丈夫だと思いますので、そういう心積もりでいていただいたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

ありがとうございます。私ども、私個人の理解としては、今回の文案で、大分お取り組みいただいたというふうに理解しています。大きな修正とか、そういったことはないかと思いますが、今いただいたお言葉を踏まえまして、規制庁の作業、こちらに影響ない、ディスターブしない範囲で、我々のほうで速やかに意見のほうを、事業者のほうの意見を取りまとめさせていただきたいと思っています。ありがとうございます。

○古金谷課長 すみません、規制庁の古金谷ですけれども。

今のその御検討なんですけれども、大体どれぐらいの期間を我々としても心積もりしておけばよろしいですか。1か月なのか、2か月なのか、半年なのかとか、粗々で結構なんですけれども、大体これぐらいということだけでも言うておいていただければ、こちらもそれを踏まえて作業スケジュールを組みたいと思います。いかがでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

1か月いただけますでしょうか。

○古金谷課長 はい、了解しました。じゃあ1か月ぐらいを目処にということで、はい、了解します。ただ、1日、2日とか、また、もう少しスケジュールが欲しいと、タイミング、もうちょっと調整に必要だということであれば、また、その旨おっしゃっていただければと思いますので、取りあえず1か月ぐらいということで、今、了解しておきます。ありがとうございます。

○安達グループマネージャー はい、ありがとうございます。

○金子対策監 ありがとうございます。ぜひ、またコメントを寄せていただければと思います。

ほかの方々はいかがでしょう。

手が挙がっているようには、私からは、今、見えておりませんが、大丈夫ですかね。

事務局サイドからも特に付け加えること。

渡邊さん。

○渡邊係長 すみません、実用炉監視部門の渡邊です。

1点少し、ちょっと私、実態が分かっていないところがあるのかもしれないので、少し御意見があればいただきたいところなんですけれども。資料で言うと12、13ページ目の、この火災による故障のただし書きの書き方というか、その辺りなんですけれども。今、我々が考えているのが、やはり、その故障した機器の許認可上に求められる性能を考慮して、それが我々として法令報告としてもらうべきものなのか、そうでないのかというのを、やはり、ちょっと判断するのが適切なのかなというふうに考えてはいるんですけれども。

ただ、ここのその4号、3号の対象というのは、先ほども少しありましたように、安全上重要な機器等と常設SAということで、多分、かなり許認可上でも火災防護の要求が高い機器であるのではないかと認識してしまして、考えると、ほぼほぼこの3号、4号の対象になっている機器等というのは、やはり、その火災による消火活動で、その機能が喪失しないような設計を求められているものなのではないかと今は認識しているんですけれども。もし、いや、ここについては必ずしもそうじゃないといったようなところがあれば、少し提案いただけると、よりこの解釈をですね、この具体例などを書いて、具体的に書いていけるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金子対策監 どちらかから。ちょっと機器の実態についての質問だったので、うまく、全てを包含して答えられるかどうかというのはあれかもしれませんが、ちょっと感覚的な

ことでもいいのかもしれませんが、電力会社なり、研究炉、研究開発段階炉を持っておられるところで何かございますか。

東京電力、お願いいたします。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

定性的な御回答になってしまいますが、基本的に、いわゆる安全上の設備と言われるものについては、多分、火災について、耐火性の高いような防御をすとか、そういった設計にするといったのが基本でございます。なので、基本的には守られているべきものといったことはございますが、仮にそういったものが、消火活動とか、そういうことに際して機能がなくなるといった場合については、その火災に対する対策という観点で、その設備の設計が妥当なのかどうかといった観点からは、報告が必要になろうかと思えます。

そういった観点で、今、具体的にこういった設備というのをちょっと思いつかないんですが、この表現について、ただし書きといったところはあってもよろしいかと思っております。具体的にここが該当するということは、設計上、我々は考慮はないかとは思っておりますが、もしあった場合には、きちんと報告が必要なものではないかというふうにとちょっと考えてございます。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

そんなに多くのものがこれで対象になって、具体的な例が挙がるわけではないけれども、そのような性格のものもあり得るといふふうに理解をして、その部分がカバーされるように規定を用意しておくこと自体は、意味がないわけではないというように受け止めであったように思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、先ほどのように、少しそれぞれの事業者の方々、あるいは電力会社の横で、並びを見たときに同じ理解になるのかどうかというようなことも含めて、少し御確認をいただけたというお話もありましたので、電力会社の方々、以外の方ももちろん、何か事後的にお気づきの点があれば寄せていただければ結構だと思いますけど、先ほどのように、私ども、一月ぐらいは心積もりをして、そういったコメントをお待ちしたいと思っておりますので、記述ぶりであるとか、その説明の明確性であるとか、先ほどの規則や訓令のような構造の中で、どういうことを明らかにしてほしいというようなことも含めて、コメントをまたいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ議題の1については、以上にさせていただきたいと思えます。

それでは、議題の2番目でございます。資料の2ですけれども、運転をもう見込まなくなった発電用原子炉施設などで、まだ廃止措置計画が認可をされない状況での法令報告の対象というのを、少し合理化をすることが考えられるのではないかという論点について、少し議論すべきことの整理を事務局のほうでいたしましたので、これについて御説明をいたします。

資料2について、事務局からお願いします。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊でございます。

それでは、資料2の概要について説明させていただきます。

3ページものの資料で、1ページ目は経緯でございますけれども、最初の段落では、今、現状、廃止措置段階にある発電用原子炉について、どのようなものが法令報告対象になるかというのは、運用内規にて記載がございます。

次の段落には、ただし、運転を見込んでいなくて、その廃止措置計画の認可中であつたり、廃止措置の申請を準備しているような段階にある原子炉については、特段、何か報告対象について差別化するといった考慮はなく、通常発電用原子炉の法令報告対象が、法令報告対象に当然なっております。ここについて、もう少し合理化できるのではないかと、少しく、これまでの公開会合で議論させていただいておまして、前回の第3回目では、その発電用原子炉設置者から少しく、こういった、基本的には、この実用炉の法令報告対象の3号を今対象に議論しているんですけども、3号の対象の大きな部分を占める、その安全上重要な機器等を定める告示をベースに、こういった考え方で、これが法令報告対象である、でないといったところのスクリーニングの考え方等について、御提案をいただきました。そのときの資料を参考資料2として配付させていただいております。

ここから、今回、少しく事実関係として確認させていただきたい点と、前回、御提案いただいた内容に、さらに加えて考えるというか議論すべき点があるのではないかと内部で少しく考えましたので、そこについて御意見いただければと思っております。

1ページ目、1.対象となる条件ということですが、ここは何か確認したいというところではなく、これまでの議論を踏まえると、その1ページ目、末の①今後運転することがないということを、実用炉規則に基づく、その運転計画を提出いただくことになってございますので、ここの停止計画の部分か何か、今後、運転しないとか、運転停止というような記載を書いていただくと。これまでの実例でいうと、福島第二さんなんかでは、そういった運転計画も届け出ていただいたことがあるんですけども、そういった、今後、運転をしないということの意思表示の一つの証拠として、こういったものを提出いただけるのではないかと。

あわせて、運転計画には、その炉内に挿入されている燃料の量などを記載する欄もございますので、そこに炉内に燃料がないということを記載していただくと、当然、炉内に燃料がなくてリスクが下がった状態であるということは、我々としても確認できるのではないのかなと考えております。

当然、あと、その廃止措置計画の認可申請を出していただいたということであれば、それは、そういった状態であるということがこちらも分かりますので、こういったそれぞれ、どちらでもいいのかなと思うんですけども、こういったオプションでどうだというのが1ページ目でございます。

2ページ目の2.で、(1)、(2)、(3)と3点ありまして、(1)、(2)は、少しく事実関係で確認



させていただきたい点となっています。

(1)は、前回、提示していただいた参考資料2のスクリーニングの考え方で、何段階かスクリーニングの考え方で報告が必要となる機器を対象とする考え方、御提案いただいたんですけれども、その中で少し、その頂いた資料の中では、こういった考え方でやっているのかというところが少し、若干我々としても理解しきれないところがありましたので、ここについて、もう少し詳細な説明をいただければと考えております。

1点目が、その下の①で、「LC0（運転上の制限）の要求がある設備のサポート系として必要な設備」、これは、当然、LC0の要求があるというのは、我々として、保安規定の内容を見れば確認はできるというところなんですけれども、この設備のサポート系というのは、やはり、こういった観点でピックアップされているのかといった点。何かこういった文書に基づいてやっているとか、別にそうじゃなくていいんですけれども、これこれ、こういう考えでスクリーニングをしたという、ちょっとこういった状態のものなのかというのを少し確認させていただければと思います。

同じような観点で、さらに、後段のスクリーニングで機能要求がある設備、ただ、その機能要求というのは、核燃料の安定冷却・安全な取扱いの観点と、ここでも、こういったスクリーニングの考え方を御提示いただいているんですけれども、ここも、その機能要求がある設備というのは、まず例えば技術基準であるような部分のことを言っていて、その中で、例えば、安定冷却・安定な取扱いに必要な観点というのは、ここの部分を、基づいてスクリーニングしていますとか、少しここも、こういった考えで機器を選定したのかというところを、もう少し具体的に説明いただければと思います。

(2)については、施設管理についてということで、ここは少し、また実態を教えてくださいなんですけれども。今後、今、議論しているような原子炉というところのその施設管理、保全の在り方というのは、実態、その運転段階とどう違うのかと。当然、こういった状態になる前には、長期間の停止をすることになるので、そういった長期間停止をした段階の保全が引き続き維持されるのかとか、それとも、少し、こういったフェーズになったら、その施設保全の考え方が変わってくるのかといった、そういった部分について、少し実態どうなっているのかというのを教えてください。

(3)については、少し議論させていただければと思うんですけれども、要するに、前回、御提案いただいた考え方に加えて、さらに、こういった観点が必要ではないかというのを内部で少し考えたところがございます。前回、御提案いただいたのは、保安規定に基づいて、そのLC0の要求があるのかとか、先ほど少し言ったようなスクリーニングの考え方で選別していったんですけれども、前回の公開会合でも少し議論させていただいたように、やはり、行く行くは、その廃止措置段階に移行していくということで、やはり、その廃止措置段階で、その性能維持が求められる、その性能維持施設みたいなところの考え方をもう少し入れないと、何か凸凹したようなものになってしまうのではないかとこの点がございまして、そういったところに基づく、少し議論をさせていただければと思います。

(3)の1段落、2段落目は、少し許認可上の文章なんかを参照しながら、廃止措置計画の認可で言うその性能維持施設というのは、要するに、その公衆及びその従事者の被ばくを低減させる観点で、その閉じ込めですとか、遮蔽機能ですとか、あと、核燃料の冷却といった観点で選定されると。

なので、そういった考えがあってプラス、ただ、そういう審査をやっていないので、その性能維持施設がしっかり定まっていないほうの、そういう状態の、今後、運転を見込んでいない発電用原子炉の中で、報告が必要な機器、報告が必要じゃない機器というのを考える際には、その2ページ末の黒ポツから始まる場所なんですけれども、やはり、その告示に掲げられている機器等のうち、やはり、そういったような性能維持施設に関係しそうな性能を有するものというところについては、やはり保守的に、そういった扱いが必要となるようなことを保守的に考えなきゃいけない部分というのは、引き続き、やはり報告対象として扱わせていただくのが適切ではないのかなというのが、この1点目です。

二つ目のポツは、少し細かい話なんですけれども、当然、廃止措置段階になりますと性能維持施設で維持しなければいけない性能というのが、当然、廃止措置計画の内容によって、運転段階とは異なってくるという可能性もございますが、そういったものについては、当然、きっかりとした審査を考えていないので、なかなか適用するのは難しいのではないのかというのが二つ目です。

3ページに移りまして、三つ目のポツは、常設重大事故等対処設備も、この3号の対象になっていて、この辺も当然、廃止措置計画認可の審査の中では、燃料の冷却に必要なか、必要ではないかといった観点で性能維持施設とするかしないかの審査をする必要がある部分なのかもしれないですけれども、こういったところも、やはり保守的に考えると、引き続き法令報告対象とするというのが一つの考えではないかなと思います。

3ページ目、最後の3.で、これまで発電用原子炉の議論を、こういった告示に基づく形で議論してきたんですけれども、核燃料施設においてはどうかというので少し、核燃料施設を有する皆様から御意見があればいただければと思うんですけれども、今後の議論に向けてなので、少し具体的な内容はないんですが、核燃料施設においては、先ほど説明しましたように、運転計画の届出に類するようなものがないような施設もございますし、その安全上重要な機器等をリストアップしているような告示もございませんので、今まで議論してきた実用炉のような、体系的な考えとか議論というのは、なかなか難しいのではないかなと考えております。

ですので少し、やはり、その施設固有の事情で固有の機器を使っているところもありますので、今回、これまで公開会合でやってきたような体系的な議論というよりは、その個別の核燃料施設の状況に応じて何か対応できるような方法というのを、今後、少しまた議論等をさせていただければという提案でございます。

資料2については以上となります。

○金子対策監 論点は幾つか、ちょっと性格の違うものが入っているので、そういう意味

では、ちょっと順番にと思えますけれども。

最初は、ちょっと実用炉の固まりで、実用炉の関係の方々中心の議論になろうかと思いますが、形式的にどういう状況になったら、こういうことを考えていいものになるのかというのが最初の点ですね。

これは私どもから、ある意味の法令上の位置づけのある時点というのを明確に設けるようなことができるような気がするので、この1/3ページの1.にあるようなものを御提案させていただいているというところでございます。

まず、この点について何か、電気事業者の皆さんであるとか、ほかの方々でも結構ですけども、コメントなり、お気づきの点などありましたら頂戴できればと思えますが、いかがでしょうか。

反対とか賛成とかでも全然構いませんし、対案としてこういうのも考えられるんじゃないかとか、あるいは、オプションとしてこういうのもあってもいいのではないかとか、何でも結構ですけども。

特にございませんか。これは大体、その方向でいいという沈黙なのか、すみません、ちょっとここではよく分からないという沈黙なのかをちょっと聞いて見られたらと。

じゃあ東電さん、手を挙げていただいたので、すみません。

○安達グループマネージャー 東京電力の安達です。

弊社の福島第二のほうで先ほど御紹介いただきましたが、実際にこういった運転の停止、営業運転の停止といった御趣旨のものと、実際に炉から燃料が取り出されている、装荷燃料ゼロといった記載を出させていただいております。

こういった実績もございますので、我々事業者としては、主に①といったところのその運転計画を、こちらの一つの資料のよりどころとすることが、我々の大きな負荷もなく、大きな何か当たらしいルールをつくることもなく、運用としては非常にリーズナブルというか、合理的な手段ではないかというふうに考えております。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

これは福島第二の御経験があるので、なお相場観をお持ちの東京電力ならではということもあるかもしれませんが、ほかの電力会社さんはいかがですか。異なったような受け止め、印象を持っておられるところとかはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、この方向でいいかどうかというのは、まだ、私どもの中でも少し議論をまた詰めていきたいと思えますけれども、これを一つの下敷きにしながら、この先の議論にまたつなげていければというふうに思います。もし、また後でも何かお気づきの点があれば、返ってきていただいても構いませんので、コメント頂ければと思います。

それから、資料のページは2ページ目に移りますけれども、少し当方の渡邊のほうから、御質問的な論点として説明をさせていただきましたけれども、前回いただいております御

提案のスクリーニングについて、どういうものが実際に、例えばLC0の要求がある設備のサポート系として必要というものになっていくのか、あるいは、そのその必要性の程度みたいなもので、入るもの、入らないものというのがあるのかな、ないのかみたいなこともあるかもしれませんが、②の機能要求がある設備のうちの核燃料の安定冷却・安全な取扱いの観点というところも、どういうものがその対象になり得て、なり得ないものがどういうものがあるのかというようなことも含め、少し補足的にお考えの点をお聞かせいただければと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

じゃあ、東京電力、お願いいたします。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

こちら、御質問いただいたことについて、改めて御説明させていただきます。

この①のほうのLC0の要求がある設備のサポート系、こういった機器の抽出の考え方が、我々としては、設置許可申請書の添付資料八が一つのよりどころになるというふうに考えてございます。こちらの各設備ですとか機器ごとに、いわゆる設計方針といったところをまとめておまして、この機器、系統が担うべき機能、あるいは、そういったものが整理されております。

例えば、一つ、資料の対象になるディーゼル発電機がございまして。これをサポートするための設備が、いわゆる原子炉補機冷却系、RCWというものがございまして、このRCW系、原子炉補機冷却系の添付資料八を見ますと、非常用ディーゼル発電機の発生する熱を除去、冷却する、そういった機能がきちんと書いてございますので、添付資料八を読むことによって、LC0の対象機器とのそのサポート系の結びつきが整理できるというふうに考えてございます。

また、②についても、今回、整理させていただいたものは、全ての燃料が炉心から取り出されてSFPにある場合と。このSFPでの燃料の取扱いといった機能が、こちら各設備の添付資料八のほうの設計方針といったところに、担うべき機能、要求される機能として整理されておりますので、こちら、添付資料八を読み込むことによって、具体的な対象となる機器、系統というのが、トレーサビリティをもって抽出できるというふうに考えてございます。

本件の御説明は以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

裏を返して聞くようですけども、そうすると、添付資料八で抽出されるもの以外に、何か入るようなものはないのではないかと、今、御理解でいらっしゃるということですかね。

○安達グループマネージャー はい、そのように考えております。

○金子対策監 ありがとうございます。

当方のほうから何かありますか。

明確だったようです。そういう意味では、添付八を見て、そのサポートの役割とか、核

燃料の安定冷却に必要なものとか、そういう形でひもづけていけばというのが御提案の趣旨だということについては、よく理解ができました。ありがとうございます。

それでは、今の点は明確になったようですので、次の点に行きたいと思えますけれども、施設管理、これはちょっと実態の話なので、若干、各事業者によって表現の仕方の違いみたいなものがあるかもしれませんけれども、大まかに言って、その廃止措置計画、認可される前で、運転をもうしないものと、普通に運転をするかもしれない状況のもので、長期停止になっているというような状況で、施設管理がどのように変化するのか、しないのかみたいところで、実態もあるでしょうし、そういうものを実際にお持ちでないところは、こういうふうにするのかなというような考え方みたいなものもあろうかと思えますけど、この点、(2)についてはいかがでしょうか。

これ恐らく電力会社……、すみません、そこは今、手を挙げていただいたのはどちらかな、ごめんなさい、ちょっと小さくて。

○秋田主任 中部電力でございます。

○金子対策監 はい、中部、お願いいたします。

○秋田主任 中部電力の秋田でございます。

当社としては、運転を見込まない実用炉であって、廃止措置計画が認可される前の原子炉における施設管理という観点でいいますと、この廃止措置認可後に移行した際に要求される設備の機能というものを鑑みて、廃止措置認可後も要求されるものが、設備に関しては従来どおりの点検を維持するという事で考えてございます。

一方で、そういった機能の要求がされないものに関しては、必要な保安措置、例えば水抜きのようなものを実施することで、機能維持の必要なしと、必要がないような状況に持っていった点検を見直すといったことを実施してございます。例えば、そういった設備としましては、タービン系でございますとか発電機、そういった類いのものが該当するかと考えております。

以上となります。

○金子対策監 ちょっと私の理解のために、念のために確認ですけど、後段でおっしゃられたのは、運転をするとすれば、適切な管理を求められることというのがあるものがあるんですけども、それを今、例えば具体的な例で、タービンの関係で水抜きをしておくというようなことの状態を持っていることによって、そのような管理が必要のない状況で維持を、維持というちょっと言葉がいいかどうか分かりませんが、置いておくというような状態にしているような管理の仕方というような趣旨でよろしいでしょうか。

○秋田主任 はい、その御趣旨のとおりで問題ございません。

○金子対策監 ですから、そういう意味では、完全に、これから運転するかもしれないものとは管理手法が異なる、あるいは管理の考え方が異なるものというのも出てくるし、一方で、将来的に機能要求されるものについては、当然ですけど、それに適合できるような維持の仕方を継続して施設管理をしている、こう2段階になるということでしょうかね。

はい、大体そんなふうに理解をしました。もし違っていればコメントをいただければと思います。

ほかに何か、そういう点で、こういう点もあるよとか、こういうケースもあるよとかということで、御紹介いただけるようなことがもしあるようでしたら、補足いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

他社さんも大体同じような考え方というか、でしょうかね。とても、そういう意味では分かりやすいと思いますので、それで皆さんが同じであれば、それでもいいと思いますけど。

規制庁の渡邊から。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊です。

すみません、ちょっと繰り返しになってしまうというか、表現が違うだけなのかもしれないですけども、つまり、今、恐らく長期停止中、長期定検中の施設は特別な保全計画と言われるような、1か月以上止まっているようなときは、そういった、今後、運転を見込んで一応保全はしているという状況だと認識しているんですけども、ただ、それが少しフェーズが変わって、炉から燃料を出して、廃止措置の準備をしているような段階になると、その特別な保全計画から少し変わった保全体系になってくるという、そんな認識でよろしいでしょうか。

○金子対策監 ちなみに、今の点は中部電力さん、何かお答えいただくことは可能ですか。ちょっと聞き方が、うまく受け止められているかどうかというところもあるかもしれませんが。

お願いいたします。

○秋田主任 中部電力、秋田でございます。

当社の実例としまして、浜岡原子力発電所1・2号機の廃炉に際しては、おっしゃられるとおり長期停止期間中だったということもございまして、特別な保全計画に基づき、保全をさせていただきました。そのタイミングで廃止措置、運転停止を判断した時点で、先ほど申し上げたような機能要求が、廃止措置認可後もないような設備に関しては、この特別な保全計画の中で、その措置として水抜き等を講じた上で、点検の内容を変えていくといったことを実施しているという状況でございます。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。よく分かったと思います。

今の点、ほかのところ、各社さんから何か補足のようなことがもしあればと思いますが、よろしいですかね。

では、規制庁の高橋さん。

○高橋係長 事故室の高橋です。

すみません、もう少しだけ教えてほしいんですけど、その特別な保全計画という言葉が出たんですけども、その実態というのは、例えば検査の頻度を長く保ってやるとか、検

査の内容をもう少し見直して、前のものとは違うグレードのやり方をするとか、あと、部品の交換の周期を変えるとか、そういうことなんでしょうか。もうちょっと具体的に教えてほしいんです。

○金子対策監　じゃあ東京電力のほうからお願いできますか。

○安達グループマネージャー　東京電力、安達です。

基本的には、いわゆる法的な要求があるというところについては変わりません。ただ、その法的な要求を満たす上で、事業者として、例えばTBMのその時間管理保全の時間の間隔を延ばすですとか、TBMから、もしCBMに変えるですとか、あるいは、たとえ壊れたとしても問題のないものについてはTBMに変更するとか、基本的に法的なその検査の頻度とか要求を満たした上で、その上で、事業者のその裁量の範囲の中で点検の内容とか頻度、やり方、物の管理の仕方を合理化していく、それが特別な保全計画の考え方といったところでは、それを各社適用しているというふうに考えてございます。

以上です。

○高橋係長　私なりの理解で言うと、その規制要求は守りつつも、裁量がやはりある範囲で、どんなメンテナンスの手法を取っていくかというところは、事業者の中で合理的に考えてやっていると、そういうことでしょうかね。

○安達グループマネージャー　東京電力、安達です。

はい、御理解のとおりです。

○金子対策監　ありがとうございます。

じゃあ、いいですかね、2番目の点については。

それでは、3番目の論点のところに行きますけれども、廃止措置計画認可前で運転を見込んでいない発電用原子炉施設の報告対象を選定する上で考慮することが必要な論点ということで、黒丸で下のほうに書いてありますけれども、ここら辺の考え方で、少し、御提示をした形にここはなっているのですけれども、このような考え方を少し御覧になられて、もう少し何か、何というんですかね、緩和といいましょうか、合理化できるんじゃないとか、いろいろな方向で御感想もお持ちかもしれませんので、この点については何かコメントなりお気づきの点はございますでしょうか。どなたからでも結構です。

東京電力、お願いいたします。

○安達グループマネージャー　東京電力、安達です。

これについては、弊社の先日の事例面談のほうに御提出いただいた考え方を整理してございます。

黒丸の一つ目については、渡邊さんから御説明がありましたとおりに、法令報告対象、その連続性、そちらが重要といったところで事業者も理解しております。そういった観点から、運転中の対象機器になったものが今回の議論の対象の中で仮にとおった場合、報告対象からなくなる。でも、廃止措置が認可されるといったときに、また性能施設になったりして、その機能が要求される、こういった不連続はまずかろうといったことで理解して

います。

そういった観点で、先日、事業者のほうで告示327号での各号に沿って、対象になり得るのかどうか、整理した表をもう一度、その確認をさせていただきました。その丸が、性能維持施設に該当、包絡されているのかどうかといったところです。

BWRについては、今回、そのフローを抽出したものについては、きちんと性能維持施設として網羅されていると、実績として網羅されているといったところが確認できておりません。

ただ、PWRについては、(九)の放射性物質の閉じ込め機能、ここのところで二次核納施設だったかな、ここのところで一つ、性能維持施設のほうには該当するといったところがございました。ここについて少し、1点、ギャップがございました。

こちらのギャップの理由なんです、いわゆる、この放射性物質の閉じ込め機能という格納施設に対する機能としては、いわゆる運転中に求められるその密閉性とか気密性、そういったものは、廃止措置認可後の性能維持施設としては同等のその均一性は求められないといったところで、そこでは同等の機能ではないといったところで、少し対象外というふうに整理をしておったんですが、こういった性能維持施設を見据えた法令報告対象の連続性といった観点からすると、ちょっとこの点について改めれば、我々のほうで御提示させていただく、この抽出のフローや考え方を変わると、もうこの黒丸の一つについては満足できるというふうに考えてございます。まず1点目です。

2点目、黒丸の二つ目については、特に御意見というか、御趣旨、拝承です。

黒丸の3点目については、少し事業者からの質問になるんですが、常設重大事故等対処設備についても、いわゆる炉に燃料がある場合、運転を前提としてのみ、その機能を要求されるものがございます。燃料が、今回の条件となります使用済燃料プールに全て移ってしまった場合には該当しない、その機能が不要としない常設設備等もございますので、そういったものについては少し、各常設施設の機能を踏まえて、取捨選択が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

今の御説明ですと、最初の黒丸のところは、Bは以前のフローとの関係で言うと、ある意味、自然に廃止措置計画の認可後の性能維持施設には流れていけるだろうと。一方で、Pのところは、その閉じ込め関係のところは若干、これまでの考え方のままだと若干出入りができてしまうけれども、逆に言うと、それを最初に入れておくことさえすれば、連続性は保てるような運用がきちんとできるのではないかというような御趣旨だったと理解をしております。

2番目の黒丸は、今のお話の中では特段、論点がなかったかなと思います。

それから、3番目の黒丸については、常設重大事故等対処設備の中でも区分けをして、炉心に燃料があるときに必要になるものというのは、炉心に燃料がなければ、機能、必要



にならないのでしょうかから、それを外すということはできるでしょうし、一方で、そうでないものについては対象にしたままにしなければならないものもあるという、ちょっと2種類あるのかなというような御提案だったというふうに理解をいたしましたけれども、今の点について、何かございますか。

じゃあ、高橋さん、お先に。

○高橋係長 事故室の高橋です。

3番目の概念はすごく新しいというか、その御認識であればハードルが高いなと思いました。炉の状態によってどういうものを見ていくのかを決めるという概念は、すごく新しいと思います。この概念は、恐らく保安規定の運転上の制限で割り出して、このモードだったらこの設備は要りますよねと、逆に要りませんよねと、そういう選別をしていくものだと思います。

一方で、法令報告の各号は、例えば3号では、LC0とは別に故障そのものに対して向き合っていくものという性質がある一方で、5号ではLC0の逸脱に対して扱うという、そういう二つの性格を134条は持っているので、この概念を廃止措置の宣言をしたものたちに対して当てはめる、特に3号に当てはめるというのは、非常に新しいというか、違った視点を持たなきゃいけないのではないかという課題が大きいなと思いました。

私からは今のところ以上です。

○金子対策監 渡邊さん。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊です。

ありがとうございました。ちょっと確認させていただきたいのが、すみません、私がちょっと聞き漏らしたんですけれども、PWRの閉じ込め機能で、前回御提案いただいた参考資料2で、報告不要とした中で性能維持施設となり得るといったのは、具体的にどこだったかというのをもう一度発言いただいてよろしいでしょうか。

○金子対策監 Pの関係ですけど、東京電力さんからでも大丈夫ですか。

○安達グループマネージャー すみません。個別の機器は、ちょっと私、細かく把握できてなくて。もし、九州電力さん、フォローいただけるようであれば・・・。

○金子対策監 もし、可能でしたら、じゃあ九州電力か、ほかのPの会社さんでもよろしいかと思えますけど、いかがでしょうか。

九州電力、お願いいたします。

○岡崎原子力発電グループ担当 九州電力の岡崎でございます。

性能維持施設に該当するもので法令報告対象外と前回整理していたものにつきましては、一例を挙げますと格納容器というものがございます。先ほど御紹介いただきましたように、格納容器に関しまして安全上重要な機器として必要な機能としましては、閉じ込め機能、気密性ですとか、格納容器の隔離弁の機能、そういったものが全て求められるわけですが、廃止措置段階になりますと、その気密性ですとか隔離弁の機能というのが一部除外されておりますので、そういった観点で安重機器としての性能までは求められていな

いという判断をして、前回は報告対象外としておりましたけれども、今回の御提案を受けまして性能維持施設としても放射性物質の閉じ込め機能というのが要求されていることを鑑みまして、そこは対象として整理したいと思っております。

以上です。

○渡邊係長 ありがとうございます。

ちょっと面白いかなと思ったのが、やはり前回御提案いただいた考え方はLC0での機能要求といった考え方からアプローチしていった、今回、我々から少し提案させていただいた考え方は、性能維持施設的な観点で少し選別したらどうかといったところで、そういったところが、まだこれから精査ですけれども、大体同じところに帰着していくというのは少し面白いかなと個人的には思いました。

三つ目の黒ボツの部分で少し、ちょっと私も書いておきながら随分大まかなアイデアで一つ出させていただいて、常設重大事故等対処設備は引き続き運転段階同様という扱いですというところで、そこに対して、当然、求められる機能が常設重大事故等対処設備には多いのでというので、そういった御意見も納得するところでございます。

今後の議論の方向性で一つ、今、思いつきの考えられるのが、重大事故等対処施設が何に基づいて要求されているかということ、設置許可ですので、設置許可の何条何条がこういった機能の重大事故等対処設備を要求しているといったところですので、さらに絞り込んでいくなれば、こういったところが一つ、議論のよりどころになるのかなというふうに、今、取りあえず私としては考えております。

以上です。

○金子対策監 少し3番目の黒丸のところは、先ほどの東京電力からいただいた御説明なり考え方の方向性で、うまくいくのかどうかということに対する若干の疑問みたいなものもありましたけれども、何か今の高橋なり、渡邊からのコメントなり、聞いていただいて、さらにこういう点はこうじゃないかというようなことがもしあれば、東京電力に限らず、ほかの方々でも結構ですのでいただければと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんかね。

考え方は理解をしつつ、どういうふうにそれを体系の中で整理して位置づけるかということもあろうかと思えますし、我々規制庁のほうでも、また、そういうのも踏まえて、どんなことがあり得るのかというのは考えてまいりたいとは思いますが、今の時点で、追加で何かございますか。よろしいですかね。

じゃあ、また、ここら辺は、少し具体的にどういう考え方があるのかということをもうちょっと整理をして、今日の議論も踏まえて、また次回以降、少し具体化ができる方向で議論ができればと思います。

それで、次、すごく大ざっぱな論点の設定の仕方にしてありますけれども、実用炉以外の核燃料施設については、同じような考え方を適用しながらグルーピングをしていくという考え方がなかなか難しいかなということもありまして、そもそもどういう状態になった

ら、そういう取扱いを考えていい状況になるのだろうかということもそうですし、どの範囲の設備とか施設、そういったものを法令報告の対象にしたり、対象外にしたりということを考えていったらいいのかというのが、必ずしも、概念整理をするとうまくはまっていくなということにもなりにくいかなということもありまして、このような施設固有の状況というのを踏まえながら、じゃあ、そういう固有の状況を踏まえると、どういう状況になったら廃止措置的な状況になって、何か違う取扱いを考えていいのだろうかとかというようなことに、入り口に入るというようなこととか、その際に、どういうものは引き続き必要で、どういうものは不要になるのかということ、その状態との関係で整理をしていくというのが現実的なかなというような問題提起でございます。

ただ、一方で、そう申し上げながらも、例えば燃料加工施設は、それなりに幾つか類似性のあるものもあるので、まとめればこういう考え方もできるんじゃないかとか、いろいろ発想はしようがあるのかなと思っておりますけれども。

こちら辺については、ある意味、この考え方にとらわれず御自由に、特に核燃施設をお持ちの事業者のところにつきましては御発言をいただければありがたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

ちなみに、電力会社さんも使用施設をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、別に電力会社さんを排除してお聞きをしているわけではないので、どなたからでも御自由に御発言いただいて結構です。

○福原監視指導官 原子力規制庁の核燃料施設等監視部門の福原ですけれども、ちょっと私のほうから質問なんです、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンさんと、あと原子燃料工業、加工施設の方についてちょっと質問です。

先ほど東京電力の安達様のほうから運転計画という話が出たんですけれども、非常に運転計画は施設の状況を反映しております、なおかつ今ある仕組みですので手間もかからないと。非常にいいかと、私、個人的には思っているんですけれども、加工施設において、何か運転計画みたいな、法的な担保が取れていて、なおかつ現状の仕組みを流用できるような、そういったものって何か加工施設にございますか。

○金子対策監 今、GNFJと、いらっしゃるの原燃工さんですかね。ちょっと私も、どの箱が、どの画面かは見えていないんですけど。もし、そういうお気づきの、こういうのが使えるんじゃないかとか、こういうのはやっているけど使えるかどうかは別にして考え得るのではないかみたいなことが、もしありましたら。

○亀崎課長 GNFJの亀崎でございます。

○金子対策監 はい、お願いいたします、GNFJ。

○亀崎課長 加工は、我々におきましては、運転計画というものは特になくて、もうちょっとデイリーに近い形の計画で動いているというのが今までの流れでした。というのは、今、加工が止まっているので、今後どうなるのかがちょっと分からないというところがあります。従来においては、そういう運転計画というものはありませんでした。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

原燃工さんも、基本的には同じような御回答でしょうかね。いかがでしょう。

○黒石安全管理グループ長 原燃工、熊取の黒石でございます。

○金子対策監 はい、お願いいたします。

○黒石安全管理グループ長 先ほど福原さんのほうからおっしゃられた法的に何か担保があるようなものというおっしゃられ方になりますと、何もないかなというふうに思っております。

確かに、今、まさに新規制への対応で工事中で運転していないみたいなことではあるんですけども、仮に生産中であればどうなんだということになりますと、社内のいろいろな設備、動かしておりますので、どうのように動かすか、社内でいろんな調整をして計画をしてというのは当然あるんですけども、その一つ一つの要素といいますか、非常に粒が小さなものの集合になっています。いろんな工程がずっと組んであって、人の段取りをすとか、設備の段取りをすとかといったようなことは社内的に当然やるんですけど、本当に運営というような形、社内の運営みたいなものでしかないのです。大きな、例えばこの時期からこの時期、施設が動いていて、この時期は止まっているみたいなものがあまり必要でないというか、そういう整理をしにくい施設だというようなつくりになっているということがあるのかなと思います。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

○福原監視指導官 原子力規制庁、核燃料施設等監視部門の福原ですけれども、状況は分かりました。

ちょっと質問がもう一つあって、趣旨を変えてといいますか。現状、分かりました。法的な何か担保が取れたようなものは、ないですよ。そもそも先ほど来から議論してきていますような、廃止しますよと決まった設備における法令報告という改善が必要かどうかというところ、その必要性って感じていますか。今、まだ運転されているところだと思いますので。

今日、御参加していただいている、例えば大学の方でも結構なんですけれども、非常に出力が小さい大学の方もいらっしゃる、炉のところもあると思いますし、もう廃止措置が認可されて随分と廃止措置が進んでいるところもあるんですけども、そもそも核燃施設において、こういった議論って必要ですか、必要性を感じていらっしゃいますかというところ、そもそも論になるんですけども、もし何かコメントがあれば、お願いしたいんですけども。

○金子対策監 なかなか御自身のところに直面していないと答えにくいかもしれませんが、どなたか、受け止めといたしましょうか、感触をお持ちの方はいらっしゃいますか。

今、手を挙げていただいていますね。テーブルが映って、ごめんなさい、ちょっと場所

が特定できず。お願いいたします。

○東技術副主幹 原子力機構の東と申します。

○金子対策監 お願いいたします。

○東技術副主幹 そもそも、こういう廃止措置前に関して何か議論が必要かということに関しまして、私の御意見を述べさせていただきます。

機構の場合、いろいろありますけれども、特に使用施設に関しては、前回もたしか回答させていただきましたけれども、これに関してはちょっと検討が必要ではないかというふうに思っていますので、ぜひ、今後、議論をさせていただければと思っています。

○金子対策監 JAEAさんはいろんな施設をお持ちで、歴史のあるものから割と本格稼働しているものまで、いろいろなバラエティーがおありになるので、そういうニーズもあるということだと思いますけれども、ほかのところはいかがですかね。特に。

はい、古金谷さん。

○古金谷課長 すみません。今のJAEAの方のコメントについて、ちょっと追加的に質問ですけれども、逆に言うと、使用施設以外はこういうニーズはないという、そういうことですか。その裏返しということですか。いかがでしょうか。

○東技術副主幹 原子力機構の東です。

本日、ちょっと機構の関係者が参加者が少なくて、すみません、改めて回答したいと思いますけど、いかがでしょうか。

○古金谷課長 了解しました。ありがとうございます。

○金子対策監 今日はJAEAさん、創立記念日ということでお休みの方も多いようで、いいタイミングでなくて申し訳なかったのですが、またコメントなりいただければと思います。

ほかには、よろしいですかね、今の点については。

ほかには何か規制庁側からございますか。いいですか、今日のところは。

じゃあ、今日の御議論や感触をまた踏まえて、先ほどの実用炉の関係、それから核燃施設についての、そもそも論というところから入りましたけれども、どんな考え方を取っていくべきなのか、もう少し具体性のある形で次回、御議論できるように私どものほうでも整理をしていきたいと思えます。

では、議題の2については以上にさせていただきます。

次、3番目でございます。グレーデッドアプローチの考え方を法令報告の対象などに適用して、どういう見直し、あるいは改善の方向があるのかということでございます。

幾つか、典型的なと言ったらいいでしょうか、論点として資料3の中で上げさせていただいておりますので、これについても事務局のほうから御説明させていただきます。

○高橋係長 事故室、高橋です。

資料3の説明をさせていただきます。簡単に申しますと、核燃料施設でグレーデッドアプローチをするに当たって、法令報告の考え方をまず整理しましょうというものでござい

ます。皆さんからの御意見を求めるものでございます。特に対象としているのは、法令報告の各事業規則で定めている2号です。後ろの別紙の2につけてあります2号を御自分の規制体系に合わせて読み替えていただければと思います。

まず、一つ目の丸の論点1です。2号法令報告事象の性質を考慮した報告の要否というふうに論点を掲げさせていただいております。

この2号の法令報告事象は、施設が故障した場合において事業に支障を及ぼしたとき、各事業規則ではそうなっています。実用炉においては、運転停止とか出力変動というのを参考で載せています。この2号を求める目的ですが、これは一つの考え方として、その事象が起きていることによって何らかの故障が背後にあるのだらうと、そこを想像して安全に影響を及ぼすおそれとか可能性に着目しているという、そういう考え方があるかと思えます。また、その施設の安定的な運転に影響を及ぼした、そういったところからも報告が必要だというふうに考えているということ、大きくこの二つが考えられます。

一方で、こういう対応をした場合でも、事案が後で分かってくる、明らかになっていくたびに、この2号で求めていた法令報告の対応が少し過大であるというふうに後で分かってくる、そういうパターンもあろうかと思えます。

それで、視点として、過去の法令報告を御覧いただいて、視点の1.1、規制が収集すべき故障の性格が表れている事案はあるのだろうか、そんな視点で過去の法令報告を振り返っていただければと思います。事前に資料をお渡ししていますので、この視点で考えてくださってきていると考えています。

この法令報告の目的は、何度か公開の場で定義させていただいていますけれども、全国的な水平展開に至る故障とか、規制の見直しに役立つ情報を含む故障、これを集めたいと。そういったところに法令報告の目的はありますので、これがよく表れている故障、こんなものがありますよね、逆に、こんなものは要りませんよねみたいな、そのような議論ができたらと思っています。

視点1.2です。他の法令報告対象との関係性。具体的に言うと、加工施設において例えば2号を求めていたとしても、3号ではさらに安全機能に関するものも求めていますので、2号と3号の関係性とか、そういったところでちょっと無駄があるんじゃないでしょうかとか、いやいや、違うんですよ、ここは大事ですよと、そういった議論ができればと思います。

論点、二つ目です。そもそもリスクが小さいものに対しては、どのようなグレーデッドアプローチの手法が取れるだろうか、そういう論点になっています。

視点2.1では、グレーデッドアプローチの適用の方法について、幾つか、こちらから例を挙げさせていただいております。

一つ目は政令非該当、これは41条非該当とかと呼ばれるものだと思いますけれども、臨界が想定される量の核燃料物質をそもそも持っていないところに対しては、こういった2号の報告は要らないんじゃないか、そんなようなお話ができるのではないかと。

例の2では、これはバックフィット要求、規則においてバックフィットの要求がないものというのは、そもそもそういうグレードの扱いなので、2号は要らないんじゃないでしょうか、いやいや、要りますよみたいな、そんな話があるかもしれません。

例の3は、廃棄物、すみません、ちょっと見えなくて。重大事故等の対処に必要な事故に対する措置の要求がない、これも一つの規制要求の姿から、そもそもそういう要求がないところに対しては報告を求める義理や道理はないのではないかと、そういう視点です。

例の4、これは審査の視点をグレーデッドアプローチに適用できないかという発想です。耐震Sクラスをそもそも持っていない設備に対しては報告対象から外すとか、そういったところを視点として持つことによってグレーデッドアプローチができるのではないかと、そんな、1、2、3、4、四つ、アイデアを出させていただいています。これに限らず、いろいろな意見があればいいかなというふうに考えています。

視点2.2、これは少し大枠、さっきは細かい話をしていましたけれども、もう少し広い視点を持って、原子力規制検査と法令報告の関係性はこういったものだろうか、そういった視点を持っていただければなと思います。現在のところ、フリーアクセスとかCAPの陪席を検査官はすることができます。そういった中で引き続き法令報告を求める趣旨や目的、そういったものはこういったところにあるのでしょうか、皆さんのお考えを聞かせてください。

また、別の問題として、これも検査はグレーデッドアプローチの考え方を適用していますので、検査官が日常的に検査をしていない、そういう施設も現実にございます。こういったものに対して規制のツールをどう考えるのか、こういった大きな視点から少し議論ができたかと考えています。

資料3の説明は以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

幾つか、グレーデッドアプローチということのを頭に置いたときに、どういう点を念頭に議論してみてもどうだろうかというようなことを、御提案なり、皆さんに考えていただく素材として提示をさせていただいております。

順番に行きたいと思えますけれども、まずは2号の法令報告事象というものについて、別紙の1に、これは20年分ぐらい、大体、遡って拾い出していただいていますかね。過去にあった2号に当てはまるものということで法令報告を受けているものがリストになっていますけれども、先ほどの説明にあったように、いろいろなものが入っていて、まさに事業上の影響はあるけれども、安全上のインパクトはほとんどないので、私どものやっている法令報告との関係では、それほど重要性のないような事例というのもし入っていますし、中には、そうでないものも当然あるというようなことだと思いますけれども。

そういうのを見たときに、どういう性格のものは大事で、どういう性格のものは別に必要ないだろうかというようなことを少しお考えをいただいたり、皆さんの感覚を少し共有していただければと思います。

それぞれの今日、御参加の事業者の方々から頂戴しているようなものもありますので、できるだけ御自身のところのやつ、どういうふうに見ておられるかなども感覚を共有していただくと大変ありがたいと思いますけれども、皆さん方から、いかがでしょうか。どなたからでも結構でございます。どうでしょう。

あれでしたら、リストにいろいろあるので、聞いていってみようかなと思うのですけれども。ちなみに、原電さんはカメラは映って、今はないみたいですけど、音声は入っておられますか。

○東本課長 はい、原電、聞こえております。

○金子対策監 すみません。たまたま、ちょっと真ん中ら辺に東海第二というのが二つ並んで見えたので、ちょっと原電さんに聞いてみようと思ったんですけど。

この二つの事例がありますけど、いかがですか。法令報告としての重みといいましょうか、妥当性といいましょうか。どんな取扱いが適切かなというような感覚はございますか。

○東本課長 すみません、もう一度。ちょっと質問の意図を理解したいので、もう一度、質問をお願いします。

○金子対策監 はい、すみません。別紙1にある平成21年7月17日と平成22年6月25日のそれぞれ東海第二で起きた法令報告の事例が上げてあって、ごめんなさい、これ中身が書いていないから、もしかすると、それを全て皆さんが把握しているかどうかはあれですけど、きっと事前に見ていただいたんじゃないかと思ってお聞きしているんですけど。

この二つの法令報告って、報告をされた原電さんから見ると、どれぐらい報告をする意味があると思われるかどうかと、端的に言うと、そういう感覚的な話なんですけど、どのように受け止めておられますか。

○東本課長 原電、東本です。

私も詳細な内容までは把握し切れてございませんので、ちょっと答えを持ちかねてはいますが、妥当なところかなと感じてはおります。

○金子対策監 また、別途の機会にでも、じゃあ、また中でも話をしておいていただいたらと思いますけど。

そういう感じで見えていくと、例えば、関西電力さんは美浜と大飯と高浜、割と過去のものど割と最近のものどあるんですけど、関西電力、どんな感じを受け止めておられますか。

○末廣発電グループマネジャー 関西電力の末廣でございます。

まず、一番下に書いてあります平成16年8月の美浜3号機の二次系配管損傷事故につきましては、これは設備が破損することによって死亡事故に該当しておりますので、これは非常に重大な事故というふうに考えております。

対しまして、リストの一番上に書いてあります平成3年の8月に発生しました大飯3号機の循環水管からの海水漏えいというものに対しましては、原子力安全に非常に影響を及ぼすというのではなく、法令報告にはそうふさわしいものではないというふうに考えております。



少しそれるんですけど、本件に関しまして、関西電力から新たな課題認識、今回の2号の性質を考慮した報告の要否の検討の中に含まれるかもしれないんですけど、本件、8月4日の大飯3号機のトラブルにつきましては、そもそも我々は循環水管の枝管部に発生した貫通孔ということで、当初、法令報告の対象になるものではないというふうに考えておりました。

この炉規則の134条の2号に記載があります発電用原子炉施設に該当するものとしましては、設置許可の本文5号に記載しているものというふうに考えておりました、基本的に本文の5号には循環水管の記載はございません。しかしながら、規制庁殿と報告をして調整をしていく過程の中で、設置許可の本文5号だけではなくて添付書類の八、こちらを読み込むということで、添付書類八側に循環水ポンプ等という記載があるということから、これは法令報告と判断されてはどうかという形の助言をいただきました。

社内的には、その助言に対しまして、なかなかその解釈をしっかりとまとめ得ることはできなかったんですが、既に1日以上経過したという段階もありまして、判断が遅いという新たな事象に進展することを危惧しまして、社内的には事象が発生して1日半経過したところで法令トラブルというふうに判断したという次第でございます。

というふうに、法令報告の対象となる範囲というのは、関西電力だけではなくて、他事業者も含めまして非常に重要な判断事項となりますので、ちょっと視点は違うかもしれないんですけど、法令報告対象となる範囲の明確化というのも今後しっかりと論点整理していきたいと考えておりました、本日の公開会合では時間等も限られておりますし、まだ論点等の整理というのもしっかりとできておりませんので、今後、議論をしていく過程の中で新たな課題として法令報告対象の範囲の明確化というのも進めていただければというふうに弊社としては考えておりますので、よろしく願いいたします。

関西電力からは以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

今、最後の点は今後の議論の御提案ということで、いろいろ、8月の法令報告をいただくときも我々の中でも議論をした点ですので、ぜひ検討していければと思います。

先ほど言及のあった美浜3号の事故、これは死亡事故という御発言がありましたけれども、労災的な観点のみならず、Pの二次系の配管ってどういうことだろうというふうな観点から見ても安全上の影響は当然あるということだと思いますので、そういう意味で、法令報告として、ある意味、すべきものの典型的な例というようなことかと思います。2号の中ででもですね、ということだとは思っております、私自身は。

ちょっとほかのところにもまた聞いてみたいと思うのですけれども、せっかくですから、電力会社さんのお名前、見えるところで。

東北電力、いかがですか。女川の1号とか、ありますけれども。

○飯塚原子力運営グループ副長 失礼しました。東北電力の飯塚です。

女川1号機の格納容器への窒素補給の増加ということで手動停止したという事象であり

まして、こちらは運転中に窒素の補給回数が大幅に増加した時点で格納容器の機能の健全性について点検・調査が不十分でありまして、原因が特定されないまま逆止弁のシート部からの漏えいが放置されていたということで、同条に違反するという判断をされたものでございます。

ですので、調査・点検するために原子炉停止を決定したという事象でございまして、まさに出力を下げて原子炉を停止したということで、影響があった事象ということで、2号の対象になる典型的な事例かなというふうには考えてございます。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

安全上の考慮も、そういう意味では、その時点では、する必要があったので、一応、報告をして中身を確認する必要がきっとあったらろうと、そういう御趣旨だと受け止めればいいですかね。

○飯塚原子力運営グループ副長 はい、そのとおりでございます。

○金子対策監 ありがとうございます。

どうぞ、古金谷さん。

○古金谷課長 すみません。東北電力にちょっと質問です。規制庁、古金谷です。

今の事象の件で言うと、閉じ込め機能そのものにも影響していたということからすると、場合によっては、安全機能に関する故障ということで、3号で報告を取るということもあり得たということなんでしょうかね。そっちは、あり得なかったということですか。そこをちょっと教えてください。

○飯塚原子力運営グループ副長 東北電力の飯塚です。

ちょっと、まだ、そこまでしっかり見れてはいませんが、機器ですとか、物によっては3号で取るということの可能性がないというふうには言えないとは思ってございます。

以上です。

○古金谷課長 了解しました。ありがとうございます。

○金子対策監 ありがとうございます。

東電さん、手を挙げていらっしゃると思いますかね。よろしく申し上げます。

○安達グループマネージャー すみません。東京電力、安達です。

この論点についての今後の進め方に関して御提案なんですが、我々事業者のほうで、過去で御報告させていただいた十数件のものについて、2号といった観点から御報告させていただいています。我々、この2号といったものが、いわゆるプラントの原子炉安全の本質的なところとは関係ないといったところのやはり思いがあって、今回、その点について規制庁さんから御提案というか、そうやっていただいて大変ありがたく思っております。ただし、この2号がなくなることに、あるいは変えることによる影響といったところは、きちんと精査が必要かと思っています。

その上で、今、古金谷様からも御質問がありましたが、過去の事例、過去の事例をもう

一度振り返って、仮に2号の観点ではなくて、このまま調査をしていった場合に、ほかの条項で該当するかどうか、そういったところをもう一度、事業者側で整理させてもらって、2号でしか該当しない案件でしたよ、あるいは今の東北さんの事例のように3号で該当しますよとか、そういったところを整理させていただいて、他の条項で該当するというものについては、2号の観点で引っ掛けなくてもよかったんじゃないか。

仮に2号の条項でしか引っかからないものについては、それについては、本当に規制機関様側として報告を受けて、水平展開、未然防止という観点から報告を受ける必要があったのか、そういったところを過去の事例に照らして整理をするといったところが有効なのではないかと考えています。

そういった観点から、まずは、この十数件について、事業者側のほうで、2号で該当しなかった場合、他の条項で該当するかどうかといったところをもう一度、振り返らせていただきたいというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○金子対策監 ありがとうございます。金子ですけれども。

まさに、そういうことをやる第一歩だと思って皆さんに受け止めて聞いておりました。それで、視点の1の2と書きましたのは、まさに、そういうことも含めて。

これは形式上、一応、過去においては2号に該当するというところで報告をいただいているわけですが、今、東電のほうから御提案があったように、ほかのところで整理をする目も持った上で考えると、必ずしもそうでもない、あるいは重複しているので、こちらのほうで整理をすれば、最終的に2号が要るのかどうかというような議論に結びつけられるということだと思いますので。

もし、そのように皆さんが整理をするのを、少し作業をしておまとめいただけるようであれば、それをまた次の議論に続けていきたいと思えますけど、そういうことでよろしいですか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

具体的な事例を絞って論点をより明確にする観点から、作業をさせていただければと思います。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

それじゃあ、それぞれの当時の事業者さん、いらっしゃると思いますので、別紙1に上げさせていただいた範囲については、どういうふうに取りまとめていただくかは別にして、それぞれにちょっと御検討いただいて、2号との関係、あるいはほかの号との関係、それから実際に起きたことの安全上のインパクトといいたいまいしょうか、振り返ったときにどういう意味があったのかというようなことを少し整理をいただいて、この論点1のところのさらに議論を進める材料を少し提供いただければと思います。ありがとうございます。

じゃあ、次の論点に行きたいと思えます……、渡邊さん。

○渡邊係長 すみません。実用炉監視部門の渡邊です。

一応、その資料はこちらで作成しましたので、私のほうの認識も少し話させていただければと思います。

別紙1にある事象の多くが原子炉での法令報告となっていて、原子炉停止ですとか出力変動、そういうところでピックアップさせていただきました。ただ、当然、先ほども議論にありましたように、少し過去の報告書を見るだけでは何号で取ったという意味決定まで見えないものも多いので、多くが重複していると私も認識しています。

例えば、先ほどの平成17年の女川の件ですと、報告書を見たらLC0の逸脱ということもありましたので。窒素注入の回数が異常に増えたとかということですね。ですので、そういうところが当然、重複しているものもあるかと思えます。

あと、先ほどの東海第二の件ですと、平成22年の残留熱除去系の関係ですと、何か海水系の流量計の指示値が基準を超えてしまい、運転中には原因が特定できなかったので停止させたという事象と認識しています。ですので、結局、こういった安全上重要な機器の機能が問題があったんじゃないかとか、そういった観点も当然、含まれていると思います。

ですので、そういった、我々として安全上の機器に影響が出たとか、運転上の制限に何か引かかるようなところがあったというところは、当然、今、ほかの号である程度、網がかかるような設計になっていますので、そういった観点で引き続きどういったものが必要か不要かという議論をさせていただくのは適切かなと思っております。

すみません。あと、本日、御欠席の方が多かったので、JAEAさんのほうからも少しこの観点で意見をもらっていますので、資料4の関係する部分で少し共有させていただきます。

いただいた資料4の2. 法令報告対象について（事業遂行との兼ね合いの観点）ということで、読ませていただきますと、法令報告対象を定める各事業規則の条の中で、2号に該当するもの、ちょっと略しますが、は「施設が故障した場合において、事業に支障を及ぼしたとき（実用炉等においては運転停止や出力変動）」となっている。当該法令報告の要求は、あくまでも原子炉等規制法の目的に則り、原子力施設の安全、即ち、原子力施設の事故等に伴う公衆の放射線災害を防止することとの関連において、必要な情報の報告を求めるものであるべきであり、事業遂行への支障の観点での報告要求は当該法令の目的にそぐわないと考えると御意見をいただいております。

まさに、我々としてどういう報告が必要かというところで、当然、事象の内容も、もう少し検討する必要もあるのかもしれないですけども、直接、全く関係ないとは言いませんけど、少し安全から遠いようなところの報告というのも見受けられますので、そういったところも引き続き議論させていただければと思います。

以上です。

○金子対策監 今、JAEAからの御意見、ちょっと紹介をしましたがけれども、最初に高橋のほうから御説明をした論点1の柱書きで書いてあるところ、これは、あくまでも2号には事業に支障を及ぼしたときのような書き方になっていますけど、これは観点がそうなのではなくて、起きたことがそうだということ。起きたことが観点として安全に影響があるの

か、ないのかということ、法令報告を必要とするかどうかというのが本来の趣旨ですよ  
ね。

したがって、ここの資料の4でいただいたJAEAさんの御意見に書いてあることは、字面  
はそのとおりでなんですけど、趣旨としては事業に支障を及ぼしたときという、その起きた  
こと、支障を及ぼしたという事象そのものが安全に影響があるのかどうかということがと  
っても大事な観点だということについては、多分、皆さん、認識は一つだと思いますので。  
そういうときであるから、全部、事業遂行への支障の観点の報告ということではないとい  
うことだけは申し添えさせていただきたいというふうに思います。

ということで、論点の1のところは、大体、また次に向けての作業も先ほど御提案があ  
りましたので、それをやった上で、また議論をさせていただければと思います。

それから、論点の2であります。これは必ずしも、必ずしもというのは、ごめんなさい、  
2号のことを書いてありますけれども、2号に限らず同じような考え方が全体にできるんだ  
と思いますけれども、そもそも施設自体がリスクがポテンシャルとして非常に小さいとい  
うようなものについては、どこまで求める必要があるんだろうか。要するに、施設自体の  
性格としてポテンシャルのリスクが小さい上に、ハザードのポテンシャルが小さいと言っ  
たほうがいいですかね、小さい上に、さらに報告を求めることの安全への影響が小さいも  
のなんていうのは、本当に求める必要があるんですかという。2段階で物事をきっと考え  
なきゃいけないだろうというふうには思います。

そういう視点で見たときに、例えば、視点の2の1の例の1、2、3、4と挙げましたけれど  
も、少しある意味の裾切りをするようなことを考えるというやり方もあるのではなかろう  
か。裾切りをしたものの中のそういう安全への影響の小さいような法令報告の性格のも  
のは、そもそも報告を求める必要がないというような整理ができるのか、できないのかと  
いうようなこと。

それから、そういう実質上のポテンシャルハザードみたいなものでなくても、通常、大  
体、情報を取れているという状況にあるものについて、どこまで即時報告みたいなものを  
求める必要があるんだという。法制度の運用上の観点というのも、この視点の2の2み  
たいなものも考える要素としてはあるのではないかとということで御提示をさせていただ  
いております。

こちら辺について、また皆さんのお考えなり、この議論を進める上で、どういう点が情  
報として必要かとか、あるいはこういうことを考えるべきではないかとか。あるいは、こ  
こに書いていないことも含めて、リスクをどのように考えて程度問題を並べていき、ある  
一定以上の、以下ですかね、ものは合理化することができるんじゃないかというよう  
なことの考え方について、皆さんから少し御意見なりいただければと思います。

これも、また、どなたからでも結構でございます。よろしく願いいたします。いかが  
でしょうか。

今日は、ちなみに、JAEAさんは一部ですけど、政令非該当とか、核原はきつといらっし

やらないかもしれませんが、すごくそういうリスクの低い施設をお持ちの方で、こちら辺は、さすがにもう必要ないんじゃないでしょうかみたいな御意見をお持ちの方とか、いらっしゃいますか。あるいは、例に挙げたようなもの以外でも、こういう物差し、指標のつくり方、裾切りの仕方みたいなものがあるんじゃないかというようなアイデアも、もちろん結構です。どうぞ、御自由に。

じゃあ、JAEAにいただいている紙を先に紹介させていただいて、その間に少し皆さんの頭も整理していただいたらと思います。

渡邊さん、どうぞ。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊です。

資料4のJAEAさんからいただいている意見の3.が裾切りの考え方とか、こういった観点もあるのではないかとということで少しいただいていますので、紹介させていただきます。

法令報告対象について（グレーデッドアプローチの観点）。原子力安全に係る指針や規格基準類については、我が国への原子力発電所の導入当初から、実用発電用原子炉（「実用炉」という。）を対象として整備が進められ、1999年のJCO事故を契機として、核燃料サイクル施設に対する関係法令の整備や規制強化が進められた。

一方、試験研究炉や使用施設については、更に遅れて、実用炉の応用編として着手されたものと理解している。研究炉、試験炉、使用施設、あるいは廃止措置段階にある原子炉施設等については、その潜在的リスク（インベントリーや内在エネルギー）が実用炉と比較して相当に小さいことを勘案し、前述のように、原子力施設の事故等に伴う公衆の放射線災害の防止との関連において適切な報告要求とすべきであるといいただいております。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

これは考え方そのものというか、具体的なアプリケーションがこうであるべきということ、必ずしも具体的に御提示をいただいているわけではありませんけれども、考え方としては同じようなことかなと思います。

御参加の皆さん方から、いかがでしょうか。

福原さん。

○福原監視指導官 規制庁の福原ですけれども、私のほうから2点ほどありまして。

まず、一つは所感というか感想なんですけれども、考え方なんです、先ほど何号何号、2号、3号という話があったんですが、ちょっと切り口を変えまして、検査、原子力規制検査で監視領域という概念があるかと思うんです。監視領域、大分類でいえば三つあって、原子力施設安全と、あと放射線安全、あと核物質防護ですね、その三つあるかと思うんですけれども、今、議論になっているのは原子力施設安全だと認識しております。

放射線安全と核物質防護に関しては、例えば、物がなくなりましたよ、盗まれましたよといえ、どんな施設においても、すぐ報告しなきゃいけないよね。報告を受けるほうも、確かにそうだよねというか、納得感があるというか。

放射線安全に関しても、被ばくですとか、あと人の傷害が発生してしまったことに関していえば、まあまあ法令報告で妥当だよ。妥当という言葉が適切かどうかは分かりませんが、納得感があるのかなと思います。

一方で、今、議論になっているのは原子力施設安全なのかなと考えております。要は、何が言いたいかというと、監視領域で分ければ、何号、2号、3号という議論もあるんですけども、一つの別の切り口として考えやすいのかなというのが一つあります。以上が私の考えとか所感になります。

もう一点あるのが、事務局レベルで今、困っていることをちょっと皆さんに共有したいんです。資料の一番下の部分なんですけれども、資料3の一番下の部分、2/4ページの検査官が日常的に検査をしていない核燃料施設等もありますよと記載しております。41条の非該当ですとか核原料の使用者の方は、10年に1回しか我々検査官は現場に行かないということになりますので、そこで起こったことというのは最長、報告がなければ10年間は規制庁が知らないという、最悪、そういう事態になり得るのかなと考えておまして。それはちょっとまずいなということで、事務局レベルなんですけれども、どうしようかなと考えております。

先ほど1点目に申し上げた放射線安全に関すること、被ばくしましたよと。それは、もちろん言ってもらわないと困りますし、何かなくなりましたよというの言ってもらわないと困るんですけども、原子力施設安全に関していえば、リスクが非常に小さい非該当とか、核原料とか、10年間、上がってこないかもしれないとなると、どうしようかなと。ごめんなさい。要は、事務局レベルで困っているところなんですけれども、共有させていただきました。

以上です。

○金子対策監 2番目の福原さんの部署でお困りの点は、困っているので、どうしたいと思っているんですけど。

○福原監視指導官 規制庁の福原ですけども、困っているので、これはまあ私の案なんですけれども、報告としては今までどおりに上げていただくほかないのかなと考えております。その中で、今のとおりに対応方針A、B、Cということで濃淡をつけて対応していくというのがいいのかなと考えております。

○金子対策監 逆に言うと、こちらからプッシュ型で状況を把握するような活動がなかなかできるだけのリソースもないし、運用としても10年に1度、検査をしましょうということになっているので、何か通常と違うことが起きたのであれば、それはきちんと情報共有をいただく必要がきっと規制当局としてもあるだろうと。という意味では、逆に言うと、リスクが小さいからといって全部要らないということにしていると、見えなくなることが多くなるリスクがまたあって、そこまで割り切っているのかなというジレンマがあるという、そういうことですかね。はい、よく分かりました。

そういう観点もあるということで。ですから、手放しに合理化すればいいというもので

もないかなという問題意識もあるということだと思います。

皆様方から何かございますか。

ここは、まさにグレーデッドアプローチと、実際にこれを具体的な、我々で言うと規制の運用に当てはめたときに、どの程度にしたらいいのかという程度問題は、すごく難しいといえ難いですし、決め手がないというか、どこら辺で線を引いたらいいのかと。いろいろな指標はもちろんあるのですけれども、その指標も必ずしも安全を全て表しているわけでもないということもありまして、なかなか悩ましいところなのですけれども。

皆さんから特段、大きく、こういう考え方をしたらいいんじゃないかとかという御提案みたいなものは今日の時点はありませんけど、また何か、こんなことも考えられるのではというようなことがあれば、先ほどのいろいろな御意見をいただくのも含めて、またただければと思いますし、我々のほうでも、どのようなことがあり得るのか。先ほどのようにグレーデッドアプローチでリスクが小さい、ポテンシャルハザードの小さいようなところについては、それなりに合理化をするという方向性がある一方で、福原が申し上げたように、一方で、それを軽くしていけばするほど、実態のトラブルというのか、異常があったときの情報がなかなか把握しにくくなるというようなところのジレンマをどう考えるかとか、いろいろな視点があるところを踏まえて事務局でも議論を続けていきたいというふうに思います。今日、必ずしも結論を出すというようなものではありませんので、それでよろしいかと思っておりますけれども。

はい。

○渡邊係長 すみません。実用炉監視部門の渡邊です。

少しお考えを伺いたいというか、少し自分の考えも述べさせていただきつつなんですけれども、まさに先ほど福原から話しましたような、やはり検査制度の関係というのも非常に重要な観点ではないかなと思います。加えて、この辺、いろんな要素が入っているのでなかなか難しいなとは思いますが、最初の論点1で話しましたように、2号の中でもいろんな条との重複があるのではないかという観点も、非常にこのグレーデッドアプローチでの議論の中でも重要だと思っております。放射線安全とか被ばく、漏えいといったところは、ほかの号で当然、使用施設、小さい施設でも当然、報告はいただける形になっていますので。

そういったところを踏まえて、2号で取っているような少し幅広に報告を課しているような故障というのが、どれだけ総体的に影響があって、我々としても報告をもらう必要性があるのかというところは、検査の観点とはまた別に考慮すべき点ではないのかなと思います。

加えて、少し資料4のJAEAさんの中の意見でもあった試験炉の出力とか、実際に放射線による災害とどれぐらい関係性があるのかとか、そういった観点を踏まえて、視点2の中で例1から例4といったところを考え方として少し提示させていただきました。この例の中を見ていただくと、明らかに例の中では考え方では外れるような部分と、設定の仕方によ



っては報告対象となる、ならないといった、そういったところが少し見えてくるかと思えます。

例えば、加工施設ですとか試験炉施設というのは、例の1~3の考え方でいくと引き続き報告が必要ではないかといった対象になってきますし、例の4でいきますと、少し審査の実績というのを考慮しますと、当然、加工施設の中でも耐震Sクラスを有するか。耐震Sクラスというのが公衆被ばくを与える可能性があるか、ないかという、そういった観点で考慮されていますので、少し実態に即して考えることができるんじゃないかということで設定させていただいているところです。

ですので、本日、燃料加工業者さん、いらっしゃっていますので、この辺を踏まえて、加工の実態を踏まえると、こうだとか、試験研究炉さんの中でも実態を踏まえると、こうだとかというところを少し、もし御意見があるのであればいただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○金子対策監 もし、今の時点で原燃工さんなりGNFJさんなり、感覚があれば、いただければと思いますけど。

はい、お願いいたします。原燃工さんですかね、手を挙げていただいたのは。

○黒石安全管理グループ長 原燃工、熊取の黒石でございます。

なかなか的を射たようなことを話しにくいんですけども、例えば、参考資料の中で例が挙げられているものが発電所のものが多くて、テーマが核燃料施設等なのにどうしてかなというようなところもあったんですけど、いろいろお話を聞いていると、どの辺りの、先ほど困っているというような御紹介もありましたけれども、で、趣旨が非常によく分かってきたなという、ようやく、お話を聞いてきて分かってきたようなところがございます。

我々の事業所も過去、そんな頻度はないんですけども、法令報告をしなければならぬような事象を起こしてしまったことがございます。もし、仮にこの制度がなかったら、恐らく報告はしていないんですけども、今であれば規制検査の話がございましたように、事象が何かあれば規制検査で確認を受けますので、同じような対応、改善の活動につながることは間違いないと思うんですけども、報告という形で取りまとまったものが世の中に残るということは一つの大きな、我々としては恥ずかしい、情けないことなのかもしれないんですけども、一つの財産になる、皆さんに共有してもらえるとというようなことにつながっているのかなというふうに思います。

例えば、ここに例として挙げていただいた発電所の例は、我々のウラン加工に直接関わるようなものはほとんどないんだろうと思います。なので、そういう目だけで見るとほとんど関心のないものではあるんですけども、一国民としてという意味かもしれませんが、こういう事象が起こっている、そして、技術的にいろいろ取り組んで解明されて対応されているというようなところは興味を持って見ている部分でもありますので、これは必要だろうと。

逆に、事例がたくさん出ている発電所であったとしても、今の規制環境で既定の監督を

受けているわけですので、法令報告という仕組みがなくてもケアできるのではないかというような考え方もあるかもしれないですね。であったとしても、報告には報告の意味がきつとあるのであって、こういう仕組みがあつて悪いわけではないと。

グレーデッドアプローチの先ほどの話で、裾切りしてしまうとなくなってしまうみたいなこともあつてというのはあるんですけども、その必要は、実際問題、頻度を考えると、ほとんど上がっていない、ほとんど発電所のものばかりで、ウラン加工のものが一つか二つある程度だというようなことは、実績として、そういう中で裾切りしなくても、そういう中で報告として、制度といいますか、あつて、あるから困るというものではないのではないかなというように思ったりもしています。

ちょっといろいろ、まとまってはいませんけれども、感じたところを述べさせていただきました。

以上です。

○金子対策監 ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたのは、まさに法令報告という制度がほかのいろいろな、我々と言うと検査であつたりというものと並び立つものとして仕組まれているがゆえに、いろいろなものが運用されている中で、どういう役割を持っていたり、位置づけで考えたらいいのかというところの、必ずしも一本だけ、この制度があれば世の中がうまくいくということにはなっていないという状況をよく表していただいていたのかなと思います。

そういう目で我々も見ていかなきゃいけないと思います。この法令報告という制度のことだけを考えて、必要なか、必要じゃないのかとか、どこまでが安全上の影響として見るべきなのか、見る必要がないのかということだけでは多分切れないということだと理解をしております。ありがとうございます。

あと、ほかによろしいですか。

したがって、今日は論点を御提示をして、必ずしも解決策といいましょうか、対応策そのものを御議論いただくという形でもなかった部分もあるので、二つ目、三つ目の議題については、また我々側でも議論を深め、皆さんのほうでも少しお考えをいただいて、御提案があるようであればぜひいただければと思いますし、我々の論点について、こういう点がちょっと違ふとか、あるいは、ここで例示をされているものであれば、こういう点を工夫したほうがいいのか、そういったことも含めて、また事後的にでも頂戴できれば大変ありがたいなと思います。

したがって、今日は大体、以上で閉じたいと思いますけれども、最初の議題の1につきましては、幾つかいただいたものをまた踏まえまして、先ほど古金谷のほうからもありましたけれども、皆さん方からのフィードバックを一月ぐらいの間にいただいて、成案をつくる作業をした上で具体的な規則の制定のプロセスに入っていきたいというふうに思っております。それと並行して、議題の2とか3とか、もう少し検討を進めていくべき事項については事務局の中でも検討を進め、また皆さんからもフィードバックをいただきながら議

論を進めていければと思いますので、また御協力をよろしくお願いいたします。

特に。

はい、古金谷さん。

○古金谷課長 すみません。規制庁、古金谷ですけれども。

今、金子対策監からありましたけれども、資料2、3の関係、これ、まずはこれからいろいろ議論をしたいと思うんです。それで、検査制度をつくったときもそうなんですけれども、やっぱりいろいろ事業者の方から提案いただいて、そういうものを一緒に議論していく中で制度をつくってきた、一緒につくってきたという経緯がありますので、こういう法令報告の見直しも、いろんな論点、あるいは我々の抱えている問題点、課題も含めて今日お示ししましたけれども、そういうものを踏まえて、具体的に、じゃあこうしたらどうだみたいな、そういう提案をもし、していただけるのであれば、非常に議論としては建設的にできるのかなと。総論賛成でも各論はみんな考え方がばらばらということになると、制度としては発足できないと思いますので。

グレーデッドアプローチはいいよねというのはあるけれども、じゃあ、具体的に、どう制度として具体的なものにつくり上げていくのかということところは、お互いにキャッチボールしながら詰めていく必要が僕はあると思っています、こちらから一方的に提案をして、それをこういうところで拝承という形ではなくて、一緒につくり上げていくということをやったりやっていくべきではないかなというふうに思っていますので。そういう意味でも、いろいろ積極的な、建設的な提案をいただくと助かります。よろしくお願いします。

以上です。

○金子対策監 という私どもからの強い期待も申し上げた上で、次回に向けて双方で検討を進めていければと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

ほかに、特段、御参加の皆さんのほうからもよろしいでしょうかね。

では、以上で第4回の原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合を終了させていただきます。進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。